# 参考資料

参考資料 1 「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」委員等名簿
参考資料 2 「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」開催状況
参考資料 3 いわゆる「つけ込み型」勧誘に関する相談事例の分析参考資料 4 消費者契約法施行令が定める「消費者の利益の擁護に関する法律」
参考資料 5 平均的な損害の額が争われた裁判例における損害類型、損害項目及び根拠として認定された資料の例参考資料 6 標準約款等の検討状況
参考資料 7 ヒアリング調査結果
参考資料 8 「平均的な損害の額」が争われる訴訟の経過モデル

参考資料9 約款の作成及び開示に関する規律の例

参考資料 10 情報提供等に関する規律の例

# 「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」委員等名簿

## (委員)

◎ 山本 和彦 一橋大学大学院法学研究科教授

沖野 眞已 東京大学大学院法学政治学研究科教授垣内 秀介 東京大学大学院法学政治学研究科教授

黒沼 悦郎 早稲田大学法学学術院教授

角田 美穂子 一橋大学大学院法学研究科教授

髙橋 美加 立教大学法学部教授

西内 康人 京都大学大学院法学研究科准教授

丸山 絵美子 慶應義塾大学法学部教授

室岡 健志 大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授

山下 純司 学習院大学法学部教授

(◎:座長、○:座長代理)

# (オブザーバー)

穂苅 学 最高裁判所事務総局民事局 局付

笹井 朋昭 法務省民事局 参事官

松本 恒雄 独立行政法人国民生活センター 理事長

(敬称略)

# 「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」開催状況

	日時	議題
第1回	平成 31 年 2月 13 日	研究会等の進め方等について
第2回	3月28日	<b>ヒアリング①</b> 日本弁護士連合会/全国消費生活相談員協会/東京都消費生活総合センター
第3回	4月25日	ヒアリング② 日本経済団体連合会/EC ネットワーク
第4回	令和元年 5月23日	ヒアリング③ 西田公昭立正大学心理学部教授 いわゆる「つけ込み型」勧誘について①
第5回	6月27日	ヒアリング④ 五條操弁護士 「平均的な損害の額」について①
第6回	7月9日	「平均的な損害の額」について② いわゆる「つけ込み型」勧誘について②
第7回	7月23日	いわゆる「つけ込み型」勧誘について③ 契約条項の事前開示及び情報提供の考慮要素について
第8回	8月26日	報告書作成に向けた議論の整理
第9回	9月2日	報告書作成に向けた議論の整理

# **いわゆる「つけ込み型」勧誘に関する相談事例の分析**

2018年11月から、PIO-NETの指定文字列として「つけ込み」(下記の定義参照)を追加。1カ月程度の試行後、本格運用。

契約当事者が若年である(18歳~30歳。ただし、事業者と同程度の知識・経験を有すると思われる場合は対象外) 契約当事者の認知能力の低下等

①又は②により、消費者の判断力が不足していることを事業者が知りながら、その状態を利用して契約させる場合

2019年5月13日までに登録があった事例を消費者庁において精査し、いわゆる「つけ込み型」不当勧誘に該当する 疑いがある373件について分類しつつ、分析を行った。 0

# 表:主体別の相談事例の分類(%は、主体(最左欄)ごとの相談件数に対する割合)

	消費者の事情	INT.	事業者の行為態様		契約の内容	内容	(※各項目には重複あり)
画画	判断力低下	浅慮	幻惑	困	喜剧	不要物 (過量以外)	(参考) 情報商材関係
高齡者 (n=133)	60%程度	10%的上	上符%5	10%以下	10%程度	40%程度	1%以下
障がい者 (n=34)	70%程度	5%程度	10%以下	15%程度	5%以下	25%程度	5%程度
若者 n=206)	%0	40%程度	40%程度	20%程度	1%以下	5%以下	35%程度

高齢者、障がい者に係る事例は、事業者の行為態様の問題としてとらえられるものの割合が低い。 一方、**契約内容**の問題としてとらえられるものは**比較的多数**存在。 → ただし、過量の問題としてとらえられるケースは必ずしも多くない。

若者に係る事例は事業者の行為態様の問題としてとらえられるものの割合が比較的高い。

※なお、上記はblo-NETのデータをもとに消費者庁において各項目に該当すると疑われるものについて分類・整理したものであり、個別の事例について記載内容を超えて内容確認を行ったものではない。

# 各項目の内訳について①

○ 分類した各項目について、「資料2」の分析枠組みに留意しつつ、以下のとおり更なる分類を実施

# 判断力低下

- ◆相談概要において、医者による認知症等の診断がある旨明示されているもの、又は後見申立て予定など診断に準じた事情が明示されているもの(「診断あり」)は、<u>約35%</u>
- ◆残りの<u>約65%</u>は、診断等についての明示はないものの、「判断力が怪しくなってきた」等、契約者の判断能力の低下について何らかの言及があるもの



- ◆「価格・商品内容を確かめずに契約した」等、消費者が契約内容 について十分に検討せずに契約してしまったと疑われる事例 (「無思慮」型)が約半数
- ◆残りの半数は、事業者の行為によって消費者が浅慮に陥ったことが疑われる事例。これらは、概ね以下のように分類しうる。
- 「特典価値誘引」型(約20%):「無料お試し」等の文句によって誘引され、本契約についてよく吟味しないまま契約してしまうもの
- 本契約についてよく吟味しないまま契約してしまうもの 「時間制限」型 (約20%):「今だけ」等の文句により検討時間を制限し、契 約をせかすもの
- 「事情利用」型 (約10%):疾病(認知症を除く)、身内の不幸、過去の消費者被害等、当該消費者固有の事情に乗じて契約を締結させるもの

# 各項目の内訳について②

その他 大間関係型 高揚& 人間

◆以下の2つのパターンが大半を占める。

# 「高楊」型(約60%):

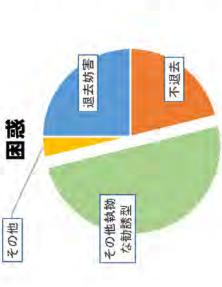
成功例を見せるなどして「儲かるかも」という期待を抱かせ て高揚させ、契約をさせるもの

→ このうち約40%が情報商材に係る事案。

# 「人間関係」型(約30%):

デート商法など、親密な人間関係を利用して勧誘の場を誘引し、契約させるもの(※困惑には該当しないもの)

※ なお、同一の事例内において、上記の双方の要素に該当すると疑われるものもあった(「高揚&人間関係」型)



- ◆現行法の「不退去」・「退去妨害」(4条3項1号、2号)と疑われるものは約45%を占める。
- ◆約半数は、消費者が勧誘を「断り切れずに」契約してしまった事例であるが、上記2類型に該当すること等の不当性が明確に判断できないもの(「その他執拗な勧誘」型)(注)事業者の勧誘が長時間に及んだというものや、複数人で勧誘されたというものを含む。

## 消費者契約法施行令が定める「消費者の利益の擁護に関する法律」

- ①担保付社債信託法(消費者契約法施行令第1条第1号)
- ②金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(同条第2号)
- ③私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(同条第3号)
- ④農業協同組合法(同条第4号)
- ⑤金融商品取引法(同条第5号)
- ⑥消費生活協同組合法(同条第5号の2)
- ⑦水産業協同組合法(同条第6号)
- ⑧中小企業等協同組合法(同条第7号)
- ⑨協同組合による金融事業に関する法律(同条第8号)
- ⑩放送法(同条第9号)
- ⑪質屋営業法(同条第10号)
- 迎商品先物取引法(同条第11号)
- ③信用金庫法(同条第12号)
- ⑭宅地建物取引業法(同条第13号)
- ⑤旅行業法(同条第14号)
- 16 労働金庫法 (同条第 15 号)
- ⑪出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(同条第16号)
- ⑧割賦販売法(同条第17号)
- ⑩不当景品類及び不当表示防止法(同条第18号)
- ②積立式宅地建物販売業法(同条第19号)
- ②大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(同条第 20 号)
- ②特定商取引に関する法律(同条第21号)
- ②銀行法(同条第22号)
- 徑貸金業法 (同条第23号)
- ②電気通信事業法(同条第24号)
- ②特定商品等の預託等取引契約に関する法律(同条第25号)
- ②商品投資に係る事業の規制に関する法律(同条第29号)
- 図ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(同条第30号)
- 図特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(同条第31号)
- 30不動産特定共同事業法(同条第32号)
- ③1保険業法(同条第33号)
- ②中心市街地の活性化に関する法律(同条第34号)

- ③3住宅の品質確保の促進等に関する法律(同条第35号)
- 劉農林中央金庫法(同条第37号)
- ③信託業法 (同条第38号)
- 36株式会社日本政策金融公庫法(同条第39号)
- ③株式会社商工組合中央金庫法(同条第40号)
- 38株式会社国際協力銀行法(同条第41号)
- 39食品表示法 (同条第42号)

# 参考資料 5

# 平均的な損害の額が争われた裁判例における損害類型、損害項目及び根拠として認定された資料の例 <sup>88</sup>

	損害類型	損害項目	裁判例	根拠資料 (例)
Ι型	逸 失 利 益 (粗利益)	粗利益一支出を免れ た費用	【66】(携帯電話利用契約) 【72】(携帯電話利用契約) 【71】(結婚式場利用契約) 【77】(結婚式場利用契約) 【53】(宿泊施設利用契約) 【87】(インターネット接続サービス利用契約)	・携帯電話の月別純利益、 解約件数データ (ARPU) ・式場別解約件数、再販売 件数、粗利率等のデータ ・月別の収入を示す資料、 支出を免れる費用を示 す資料
Ⅱ型	逸 失 利 益 (機 会 損 失)	商品の転売益、他の顧客を募集できなかったことによる機会損失	【48】(ゴルフ会員権譲渡) 【55】(ドレスレンタル)	・ゴルフ会員権の転売契約 の成立及び転売差益を 示す資料 ・解約までの間に、他の顧 客から申込みがあった 等の事情を示す資料
Ⅲ型	契約締結の ためにかけ たコスト	会員募集に要する人 件費、契約締結事務費 用、標準プランとの差 額(割引分)	【85】(冠婚葬祭互助会契約) 【65】(携帯電話利用契約) 【92】(ケーブルテレビ利用契 約)	<ul> <li>・会員募集に要する人件費、契約締結事務費用の金額データ</li> <li>・基本料金、割引料金を示す資料、平均解約月数を示す資料</li> </ul>
IV型	債務履行の ためにかけ たコスト	事務処理のために要 した費用や労力、解除 までの期間中に契約 履行に備えて通常負 担する費用、実費とし て通常必要となる交 通費、電話代、通信費、 コピー代等	【2】(中古車販売) 【44】(弁護士委任契約) 【50】(弁護士委任) 【56】(行政書士)	・履行準備のための電話代 などの通信費 ・履行準備のための交通 費、通信費、コピー代等 の資料 ・事情聴取、相談に要した 費用の資料

<sup>88 【 】</sup>内の番号は、第1回参考資料⑦の裁判例番号を指す。

# 標準約款等の検討状況

	対象	損害項目	実態把握の手段	損害類型
標準引越運送	一般貨物自動	解約・延期が生	都道府県トラッ	契約の履行の
約款改正検討	車運送事業者	じた場合におけ	ク協会引越部会	ために手配し
会(国土交通	(貨物自動車	る損失費用の割	会員 1,230 者	た作業員料等
省)	運送事業法第	合(運賃、作業員	(回答者数 286	を損害として
	2条第2項)	料等のうち他へ	者) によるアン	捉えており、
	等	の転用が不能と	ケート結果 89	参考資料 5 IV
		なった分)。作業		型に近い考え
		当日、前日、2日		方をとってい
		前の解約時点別		る。
		の数値が参考と		
		されている。		
標準旅行業約	旅行業者(旅	サービス提供業	一般社団法人日	契約の履行の
款の見直しに	行業法第 12 条	者(航空会社、ホ	本旅行業協会会	ために手配し
関する検討会	の2第1項)	テル、バス、鉄	員旅行業者を対	た作業員料等
(観光庁)		道、レストラン、	象として損害費	を損害として
		入場チケット販	目、損害費用の	捉えており、参
		売業者等)への	調査や第一種~	考資料 5 IV型
		取消料 90、販売	第三種旅行業者	に近い考え方
		管理費(発券取	を対象とするア	をとっている。
		消、積算事務等)	ンケート(回答	
		等。	者数 188 社) 91。	
冠婚葬祭互助	冠婚葬祭互助	入会手続費(書	個別損害項目の	契約の締結及
会の解約手数	会事業 92を行	面印刷費、加入	費用や、上位 10	び履行に関す
料のあり方等	い、消費者と	者証の送付・持	社の平均財務諸	る費用を損害
に係る研究会	の間で積立式	参に係る費用	表等を参考に、	と捉えており、
(経済産業	の冠婚葬祭互	等)、集金費、会	個々の消費者契	参考資料5Ⅲ
省)		費保全費(供託	約の解約との関	型又はⅣ型に

\_

<sup>89</sup> 標準引越運送約款改正検討会、第2回資料3、2頁以下。

 $<sup>^{90}</sup>$ 標準旅行業約款の見直しに関する検討会、第 2 回資料 4 、資料 A  $\sim$  K。第 3 回資料 A  $\sim$  C。

<sup>&</sup>lt;sup>91</sup> 標準旅行業約款の見直しに関する検討会、第2回資料A~K等。

 $<sup>^{92}</sup>$  加入者から前払かつ分割により掛金の支払を受け、結婚式や葬儀の役務の施行又はその取次ぎを行う事業を指す。

	助契約 93を締	費用)、入金状況	連性が議論され	近い考え方を
	結している事	及び会報誌の作	た。	とっている。
	業者	成•送付費用等。		
結婚式場・披	挙式・披露宴	粗利益率×解約	業界団体会員の	逸失利益を損
露宴会場約款	会場提供事業	された契約の非	うち、挙式・披	害と捉えてお
の見直しに関	者	再販率(解約時	露宴会場事業者	り、参考資料 5
する調査研究		点別)×見積額	190 社(有効回	I型に近い考
94		を目安とする。	答 80 票) に対す	え方をとって
			るアンケート調	いる。
			查。	

\_

<sup>&</sup>lt;sup>93</sup> 消費者が将来行う冠婚葬祭に備え、所定の月掛金を前払で積み立てることにより、当該 消費者は、冠婚葬祭に係る役務サービス等の提供を受ける権利を取得し、事業者は、消費 者の請求により冠婚葬祭に係る役務サービス等を提供する義務を負う。

<sup>&</sup>lt;sup>94</sup> 社団法人日本ブライダル事業振興協会(現公益社団法人日本ブライダル文化振興協会) において、モデル約款の策定を目的に、有識者及び業界関係者で構成される委員会が設置 され、検討が行われたもの。

# ヒアリング調査結果

1. 標準約款等の制	定の理由及び検討過程等
標準約款の作成動	・平成 12 年の消費者契約法の制定に伴い法第9条第1号に対応
機	するため。
	・ある時期に消費者トラブルが多発したことを受け当該業界全
	体への信頼確保等の観点からその予防を図るため。
標準約款作成時の	・研究者や消費者団体の代表者、弁護士等の有識者による検討会
工夫	を開催したり、消費者団体に意見を聞くなど第三者の意見を交
	え、作成過程の透明性を確保するよう工夫している <sup>95</sup> 。
現状の問題点	・新規に参入した事業者などの場合、事業者団体にそもそも加盟
	しなかったり、標準約款とは異なる独自の約款等を整備するこ
	とがあるとのことであり、これらのアウトサイダーに対しては
	標準約款等の作成や遵守等の動機が共有されない。
標準約款を作成し	・整備するにはコストがかかる。
ない業界につき、	・業界団体が一律に基準を設定することにより独占禁止法に抵
作成しない理由	触することを避けている。
2. 損害及び営業科	※密の具体的内容及び個社ごとの考え方
何を損害項目とし	・少なくとも代表的な項目に関しては、各業界とも個社ごとの差異
て捉えるか	はそれほど大きくない (標準約款の有無にかかわらず)。
	・損害類型については、いずれもおおむね参考資料5で示した類
	型の範ちゅうに属する %。
各損害項目に関し	・おおむねの目安としての相場が存在することから、個社でそれ
具体的な算定根拠	ほど違わない場合もあり、個社の方針にもよるが、基本的には
となる数値、金額	必ずしも営業秘密に該当するわけではない(具体的には、工事

<sup>&</sup>lt;sup>95</sup> 実際に、解約料水準の検討過程で、個社にアンケート調査が実施され、その業界において解約時に標準的に生ずる損害項目などを把握した上で一定の水準が設定されているものとして、経済産業省で実施された冠婚葬祭互助会の解約手数料のあり方等に係る研究会(事務局は、経済産業省商取引監督課)、社団法人日本ブライダル事業振興協会(現公益社団法人日本ブライダル文化振興協会)で実施された結婚式場・披露宴会場におけるモデル約款を検討する委員会などが存在する。

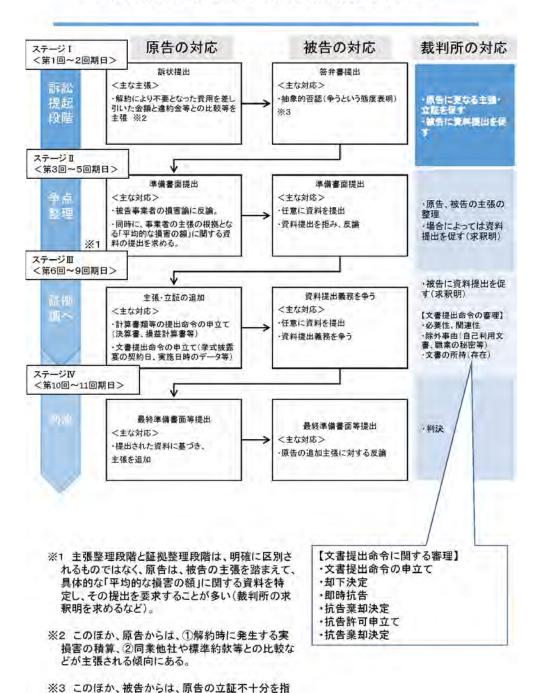
<sup>&</sup>lt;sup>96</sup> 具体的には、例えば、粗利益を損害と捉えるものなど参考資料5のⅠ型に属するもの、より条件の良い他の顧客に販売できなかった機会損失を損害と捉えるものなど参考資料5のⅢ型に属するもの、広告費や割引額などの契約締結のためにかけたコストを損害と捉えるものなど参考資料5のⅢ型に属するもの、貸出機器の減価償却分、取付・設置等工事に係る人件費などの契約の履行、準備に要する費用を損害と捉えるものなど参考資料5のⅣ型に属するものなどが存在した。

	に係る人件費、機器のレンタル料など)。
	・一部の委託費等については営業秘密に該当すると回答した業
	界と該当しないと回答した業界が存在。
3. 平均的な損害の	)額の根拠資料の準備状況等の運用実態
根拠資料の準備状	・解約が比較的少ない業界を中心として、個別の契約ごとにあら
況	かじめ具体的な請求予定額を準備しておくのではなく、解約が
	あった際に、訴訟対応などを視野に入れつつ、その都度具体的
	に要した費用等を算定するなどして対応している。
準備しない場合の	・算出等のために相応のコストがかかるところ、やむを得ない場
理由	合を除き、資料作成のインセンティブが働かない <sup>97</sup> 。
	・標準約款等が存在する場合にはその算定式に従っている。
	・解約が比較的多い業界などでは、実際に想定される損害額を超
	えない範囲で一律の金額を損害額として適用することとして
	いる。
解約料請求の実態	・解約時の損害類型、項目及び損害額が観念できる場合であって
	も、解約料の請求に応じてもらえないリスクがあることやレピ
	ュテーションリスクがあることから、そもそも契約条項等にお
	いて解約料の請求を予定していない。
	・一応の定めを置いていても、運用としては請求しないこととし
	ている。

\_

 $<sup>^{97}</sup>$  こうした対応の背景には、各業界において、法第 9 条第 1 号に対応するため、個別の契約ごとに損害額を比較的厳密に算定した資料を用意しようとする姿勢があることがうかがわれる。

# 「平均的な損害の額」が争われる訴訟の経過モデル



摘し更なる主張、立証を求めるケースがある。

# 約款の作成及び開示に関する規律の例

法令	条文の概要	標準約款に関す
		る規律の有無
郵便法	会社に、郵便約款の作成、総務大臣の認可を受けること及び <u>営業</u>	-
(昭和 22 年法律第 165	<u>所において公衆に見やすいように掲示</u> することを義務付けるもの	
号)	(法 68 条、69 条等)	
民間事業者による信書の	信書便事業者に、信書便約款の作成、総務大臣の認可を受けるこ	標準約款に関す
送達に関する法律	と及び <u>営業所において公衆に見やすいように掲示</u> することを義務	る規律あり(法
(平成 14 年法律第 99	付けるもの (法 17 条、18 条等)	33条3項)
号)		
貨物自動車運送事業法	貨物自動車運送事業者に、運送約款の作成、国土交通大臣の認可	標準約款に関す
(平成元年法律第83号)	を受けること及び <u>主たる事務所その他の営業所において公衆に見</u>	る規律あり(法
	<u>やすいように掲示</u> することを義務付けるもの(法 10条、11条	10条3項)
	等)	
貨物利用運送事業法	貨物利用運送事業者に、利用運送約款の作成、国土交通大臣の認	標準約款に関す
(平成元年法律第82号)	可を受けること及び <u>主たる事務所その他の営業所において公衆に</u>	る規律あり(法
	見やすいように掲示することを義務付けるもの(法8条、9条	8条3項)
	等)	
道路運送法	一般旅客自動車運送事業者に、運送約款の作成、国土交通大臣の	標準約款に関す
(昭和 26 年法律第 183	認可を受けること及び営業所その他の事業所において公衆に見や	る規律あり(法
号)	<u>すいように掲示</u> することを義務付けるもの(法 11 条、12 条等)	11条3項)
内航海運業法	内航海運業者に、内航運送約款の作成、国土交通大臣への届出及	標準約款に関す
(昭和 27 年法律第 151	び営業所その他の事業所において公衆に見やすいよう掲示するこ	る規律あり(法
号)	とを義務付けるもの(法8条等)	8条3項)
港湾運送事業法	一般港湾運送事業者に、港湾運送約款の作成、国土交通大臣の認	-
(昭和 26 年法律第 161	可を受けること及び営業所において利用者の見やすいように掲示	
号)	することを義務付けるもの(法 11 条、12 条等)	
自動車運転代行業の業務	事業者運転代行業者に、自動車運転代行業約款の作成、国土交通	標準約款に関す
の適正化に関する法律	大臣への届出及び <u>営業所において利用者に見やすいように掲示</u> す	る規律あり(法
(平成 13 年法律第 57	ることを義務付けるもの。運転代行業務を提供しようとするとき	13条4項)
号)	には、約款の概要を利用者に説明することも義務付けられている	
	(法13条、15条)	
道路整備特別措置法	高速道路の新設又は改築により料金を徴収する許可を得た事業者	-
(昭和31年法律第7号)	に、供用約款の作成、国土交通大臣の認可を受けること及び <u>営業</u>	

	所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示す	
	ることを義務付けるもの(法6条、7条)	
倉庫業法	倉庫業者に、倉庫寄託約款の作成、国土交通大臣への届出及び <u>営</u>	標準約款に関す
(昭和 31 年法律第 121	<u>業所その他の事業所において利用者に見やすいように掲示</u> するこ	る規律あり(法
号)	とを義務付けるもの(法8条、9条等)	8条3項)
漁船損害等補償法(昭和	漁船保険組合の発起人に、保険約款の作成、農林水産大臣への提	-
27 年法律第 28 号)	出を義務付け、理事に、保険約款を <u>各事務所に備えて置く</u> ことを	
	義務付けるもの (法 15 条、38 条等)	
旅行業法	旅行業者に、旅行業約款の作成、観光庁長官の認可を受けること	標準約款に関す
(昭和 27 年法律第 239	及び営業所において旅行者に見やすいように掲示し、又は旅行者	る規律あり(法
号)	が閲覧することができるように備え置くことを義務付けるもの	12条の3)
	(法 12 条の 2 等)	
航空法	航空運送事業者に、運送約款の作成、国土交通大臣の認可を受け	-
(昭和 27 年法律第 231	ること及び営業所その他の事務所において公衆に見やすいように	
号)	<u>掲示</u> することを義務付けるもの(法 106 条、107 条等)	
水先法	水先人に、水先約款の作成、国土交通大臣への届出及び <u>事務所に</u>	-
(昭和 24 年法律第 121	<u>おいて利用者に見やすいように掲示</u> することを義務付けるもの	
号)	(法 47 条等)	
海上運送法	一般旅客定期航路事業者等に、運送約款の作成、国土交通大臣の	標準約款に関す
(昭和 24 年法律第 187	認可を受けること及び <u>公示(少なくとも当該航路の起点、寄港地</u>	る規律あり(法
号)	及び終点の営業所及び発着所に見やすいように掲示して行い、か	9条3項)
	つ、当該航路に就航する船舶に備え付けて、要求により何人でも	
	閲覧できるようにして行う)等を義務付けるもの(法9条、10	
	条、海上運送法施行規則(昭和 24 年運輸省令第 49 号) 7 条等)	
電気通信事業法	電気通信事業者に、基礎的電気通信役務に関する料金その他の提	-
(昭和 59 年法律第 86	供条件についての契約約款の作成、総務大臣への届出、 <u>公表(実</u>	
号)	施の日から営業所その他の事業所において掲示するとともに、イ	
	ンターネットを利用すること。)及び営業所その他の事業所にお	
	<u>いて公衆の見やすいように掲示</u> すること等を義務付けるもの(法	
	19条、20条、23条、電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省	
	令第 25 号) 22 条等)	
電気事業法	一般送配電事業者に、託送供給等約款の作成、経済産業大臣の認	-
(昭和 39 年法律第 170	可を受けること及び公表(実施の日の 10 日前から、営業所及び事	
号)	務所に添え置くとともに、インターネットを利用することによ	

	7	
	る) すること等を義務付けるもの(法18条、電気事業法施行規則	
	(平成7年通商産業省令第77号)25条等) 	
電気事業者による再生可	電気事業者に、再生可能エネルギー電気卸供給約款の作成、経済	-
能エネルギー電気の調達	産業大臣への届出及び公表(その実施の日の10日前から、その供	
に関する特別措置法	給区域又は供給地点における営業所及び事務所に添え置くととも	
(平成 23 年法律第 108	に、インターネットを利用することによる) を義務付けるもの	
号)	(法 18 条、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関	
	する特別措置法施行規則 (平成 24 年経済産業省令第 46 号)19	
	条)	
ガス事業法	一般ガス導管事業者等に、託送供給約款の作成、経済産業大臣の	_
(昭和 29 年法律第 51	認可を受けること及び公表(実施の日の 10 日前から、事業所及び	
号)	営業所に添え置くとともに、インターネットを利用することによ	
	る。ただし、インターネットを利用することが著しく困難な場合	
	にはインターネットを利用することを要しない) すること等を義	
	   務付けるもの(法 48 条等、ガス事業法施行規則(昭和 45 年通商	
	産業省令第 97 号)72 条)	
特定複合観光施設区域整	カジノ事業者に、カジノ施設利用約款の作成、カジノ管理委員会	_
備法	の審査を受けること及び <u>約款の内容の顧客への提供</u> ( <u>カジノ管理</u>	
(平成 30 年法律第 80	<u>委員会規則で定めるところによる。</u> ) 等を義務付けるもの (法 40	
号)	条、41条、54条、65条等)	
放送法	有料放送を行う放送事業者に、有料基幹放送契約約款の作成、総	_
(昭和 25 年法律第 132	務大臣への届出及び公表 (実施の日から、事業者の事務所におい	
号)	て掲示するとともに、インターネットを利用することによる) す	
	ることを義務付けるもの(法 147 条、放送法施行規則(昭和 25 年	
	電波監理委員会規則第 10 号) 173 条等)	
住宅宿泊事業法	住宅宿泊仲介業者に、住宅宿泊仲介業約款の作成、観光庁長官へ	標準約款に関す
(平成 29 年法律第 65	の届出及び公示(営業所若しくは事務所における掲示又はインタ	る規律あり(法
号)	<u>ーネットによる公開)</u> を義務付けるもの(法 55 条、国土交通省関	55条3項)
	係住宅宿泊事業法施行規則 (平成 29 年国土交通省令第 65 号)	
	36 条等)	
国際観光ホテル整備法	登録ホテル業を営む者に、宿泊約款の作成、観光庁長官への届出	-
(昭和 24 年法律第 279	及び <u>公示(玄関又はフロント及び客室に当該約款を日本語及び外</u>	
号)	   <u>国語により記載して備え置き、又は掲示すること</u> ) を義務付ける	
		1

	もの(法 11 条、国際観光ホテル整備法施行規則(平成 5 年運輸省	
	令第3号)10条等)	
積立式宅地建物販売業法	事業者に、約款の作成、販売業の許可申請書への添付及び積立条	-
(昭和 46 年法律第 111	件等の説明時の <u>約款の交付</u> を義務付けるもの(情報通信の技術を	
号)	利用する方法も可) (法4条、34条、積立式宅地建物販売業法施	
	行規則(昭和 46 年建設省令第 29 号)19 条の 2 等)。	
投資信託及び投資法人に	金融商品取引業者に、投資信託約款の作成、内閣総理大臣への届	-
関する法律	出及び投資信託契約に係る受益証券を取得しようとする者に対す	
(昭和 26 年法律第 198	<u>る約款その他の書面の交付</u> を義務付けるもの(適格機関投資家私	
号)	募により行われる場合等は除く。受益証券を取得しようとする者	
	の承諾を得て、情報通信の技術を利用する方法で提供することも	
	でき、この場合は書面を交付するものとみなす。)(法4条、5	
	条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成 12 年総理	
	府令第 129 号)10 条等)	
著作権等管理事業法	著作権等管理事業者に対し、管理委託契約約款の作成、文化庁長	-
(平成 12 年法律第 131	官への届出、相手方への約款の内容の説明及び <u>公示(事業所にお</u>	
号)	ける掲示、インターネットによる公開、その他公衆が容易に了知	
	<u>しうる手段による公開のいずれかの方法による</u> ) を義務付けるも	
	の(法 11 条、12 条、15 条、著作権等管理事業法施行規則(平成	
	13 年文部科学省令第 73 号)第 18 条等)	
生活衛生関係営業の運営	営業を営む者が、都道府県指導センターが定める標準営業約款に	標準約款に関す
の適正化及び振興に関す	従って営業を行おうとする旨の申出があった場合には、その者に	る規律あり(法
る法律	ついて登録を行う。登録を受けたものは、 <u>営業を行う施設におい</u>	57条の12)
(昭和 32 年法律第 164	て、標準営業約款の要旨を掲示する (法 57 条の 12、13)	
号)		
鉄道営業法(明治 33 年法	<u>改正民法第 548 条の 2 第 1 項の規定</u> につき、あらかじめ定型約款	-
律第 65 号)、軌道法(大	を契約の内容とする旨を <u>公表</u> すれば足りるとされたもの(鉄道営	
正 10 年法律第 76 号)、	業法 18 条の 2、軌道法 27 条の 2、海上運送法 32 条の 2、航空法	
海上運送法(昭和 24 年法	134条の4、道路運送法 87条、道路整備特別措置法 55条の2、	
律第 187 号)、航空法	電気通信事業法 167 条の2)	
(昭和 27 年法律第 231	※いずれも未施行である。	
号)、道路運送法(昭和		
26 年法律第 183 号)、道		
路整備特別措置法(昭和		
31 年法律第7号)、電気		

通信事業法(昭和 59 年法	
律第 86 号)	

情報提供等に関する規律の例

※契約を締結する際に、相手方に情報を提供する規律の例を挙げたもの。 相手方の事情を考慮する規律も存在する場合には、これも挙げた(禁止行為 等とする規律も参考として挙げた。)。

サこりる	―――――――――――――――――――――――――――――――――――――			
法令	規律の例	相手方の事情を考慮する規	提供される情報の内容(概要)	
		律の例		
特定商取引に関	①氏名等の明示義務	③適合性の原則	①氏名等の明示義務	
する法律	訪問販売、電話勧誘販	顧客の知識、経験及び財	事業者の氏名、勧誘目的である旨、商	
(昭和 51 年法律	売、連鎖販売取引、業務提	産の状況に照らして不適当	品等の種類等	
第 57 号)	供誘因販売、訪問購入(法	と認められる勧誘を行うこ	②書面交付義務	
	3条、16条、33条の2等)	とは訪問販売等における禁	商品又は役務の種類、対価、対価の支	
	②書面交付義務	止行為とされる(法7条1	払いの時期及び方法等	
	訪問販売、電話勧誘販	項5号、特定商取引に関す		
	売、連鎖販売取引、特定継	る法律施行規則(昭和 51 年		
	続的役務提供、業務提携誘	通商産業省令第89号)7条		
	因販売、訪問購入(法4	3 号等)。		
	条、18条、37条等)			
	③適合性の原則			
金融商品取引法	①書面交付義務(法37条の	②適合性の原則	①書面交付義務	
(昭和 23 年法律	3)	顧客の知識、経験、財産	金融商品取引業者の商号、金融商品取	
第 25 号)	②適合性の原則(法40条1	の状況及び契約締結目的に	引契約の概要、手数料に関する事項、金	
	号)	照らして不適切と認められ	利等の指標の変動により損失が生じるお	
	③禁止行為(法 38 条 9 号、	る勧誘を行って投資者の保	それがあるときはその旨等	
	金融商品取引業等に関する	護に欠けること等のないよ		
	内閣府令(平成 19 年内閣府	うに、業務を行わなければ		
	令第 52 号) 117 条)	ならない。		
	等	③禁止行為		
		顧客の知識、経験、財産		
		の状況及び契約締結目的に		
		照らして当該顧客に理解さ		
		れるために必要な方法及び		
		程度による説明をすること		
		なく、金融商品取引契約を		
		締結することを禁止		

A =1 + B = B=+	A = 1 - 1 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -		
金融商品の販売	金融商品販売業者等の説明 	顧客の知識、経験、財産の	元本欠損が生ずるおそれがある旨、その 
等に関する法律	義務(法3条)	状況及び契約締結目的に照	変動が元本欠損の直接の原因となる指
(平成 12 年法律		らして、当該顧客に理解さ	標、販売に係る取引の仕組みのうち重要
第 101 号)		れるために必要な方法及び	な部分等
		程度によるものでなければ	
		ならない。	
商品先物取引法	①商品取引契約締結前の書	②説明義務	①書面交付及び②説明義務
(昭和 25 年法律	面交付(法 217 条)	顧客の知識、経験、財産	取引の額が取引証拠金の額を上回る可
第 239 号)	②説明義務 (法 218 条)	の状況及び契約締結目的に	能性がある旨、相場等の変動により損失
	③適合性の原則(法 215	照らして、当該顧客に理解	が生ずるおそれがある旨、契約の概要等
	条)	されるために必要な方法及	
		び程度によるものでなけれ	
		ばならない。	
		③適合性の原則	
		顧客の知識、経験、財産	
		の状況及び契約締結目的に	
		照らして不適当と認められ	
		る勧誘を行って委託者等の	
		保護に欠けること等がない	
		ように、商品先物取引業を	
		行わなければならない。	
貸金業法(昭和	①書面交付(法16条の2)	③誇大広告等の禁止	①書面交付
58 年法律第 32	②特定公正証書作成時の書	資金需要者等の知識、経	貸金業者の商号、貸付けの金額、貸付
号)	面交付・説明義務(法 20	験、財産の状況及び契約締	けの利率、返済の方式、返済期間及び返
	条)	結目的に照らして不適当と	済回数、賠償額の予定に関する定め等
	③誇大広告等の禁止(法 16	認められる勧誘を行って資	②特定公正証書作成時の書面交付・説明
	条)等	金需要者等の利益の保護に	義務
		欠ける等のおそれがないよ	債務不履行の場合には特定公正証書に
		うに業務を行わなければな	より債務者等が直ちに強制執行に服する
		らない。	こと等
銀行法	銀行代理業者の顧客に対す	-	所属銀行の商号、契約の締結を代理する
(昭和 56 年法律	る説明(法 52条の44)等		か、又は媒介するかの別等
第 59 号)			
水産業協同組合	貯金者等に対する情報提供	-	貯金等に係る契約の内容その他貯金者等
法	(法 11 条の 10)		に参考となるべき情報

(昭和 23 年法律			
第 242 号)			
保険業法	     ①情報提供(書面交付等)	     ②顧客の意向把握義務	   ①情報提供(書面交付等)
	(法 294 条、保険業法施行	一の概点の思わた歴教物 一 一顧客の意向を把握し、こ	○
第 105 号)	規則(平成8年大蔵省令第	れに沿った契約締結等の提	る事項、保険金額その他の保険契約の引
y3 100 ·37	5号) 227条の2)	案、契約の内容の説明及び	受けに係る条件、保険料に関する事項等
	②顧客の意向把握義務(法	余、 久間の内容が合致し	ZITCM OXII C MIXITICIST OF ST
	294条の2)	ていることを顧客が確認す	
	等	る機会を提供等	
 保険法	''     損害保険契約の締結時の書		 
(平成 20 年法律			事故、保険料及びその支払の方法等
第 56 号)			THE MATING CONSIDERA
信託業法	     ①信託契約の内容の説明	③行為準則	(1)説明、②書面交付
(平成 16 年法律	(法 25 条)	- ( ) · ····· · · · · · · · · · · · · · ·	信託の目的、信託財産に関する事項、
第 154 号)	②信託契約締結時の書面交	産の状況及び契約締結目的	信託報酬に関する事項等
	付(法26条)	に照らし、適切な信託の引	
	③信託の引受けに係る行為	受けを行うことを行為準則	
	-   準則 (法 24 条)	   として定める。	
	   等		
商品投資に係る	商品投資顧問契約の締結前	-	投資顧問契約の内容及び履行に関する事
事業の規制に関	   の書面の交付(法 18 条)等		項
する法律			
(平成3年法律			
第 66 号)			
特定商品等の預	契約の概要の書面の交付	-	預託等取引契約の内容及びその履行に関
託等取引契約に	(法3条)		する事項、預託等取引業者の業務及び財
関する法律(昭			産の状況に関する事項等
和 61 年法律第			
62号)			
投資信託及び投	投資信託契約に係る受益証	-	投資信託契約に係る投資信託約款の内容
資法人に関する	   券を取得しようとする者へ		等
法律	の書面の交付(法5条)		
(昭和 26 年法律			
第 198 号)			

割賦販売法	包括信用購入あっせん関係	-	支払総額、各回ごとの商品又は権利の代
(昭和 36 年法律	販売業者等の書面の交付		金等の額等
第 159 号)	(法30条の2の3)		
電気通信事業法	①提供条件の説明(法 26	①提供条件の説明	①事業者の氏名等、提供される電子通信
(昭和 59 年法律	条)	説明は、利用者の知識及	役務の内容、料金、契約の変更又は解除
第 86 号)	②書面交付(法26条の2)	び経験並びに契約締結目的	に伴う違約金の定めがあるときはその内
		に照らして、当該利用者に	容等
		理解されるために必要な方	②①の一部、契約成立年月日等
		法及び程度によるものでな	
		ければならない(電気通信	
		事業法施行規則(昭和 60 年	
		郵政省令第25号)22条の2	
		თ3)。	
電気事業法	供給条件の説明・書面交付	-	当該小売供給に係る料金その他の供給条
(昭和 39 年法律	(法2条の13、2条の14		   件、契約年月日等
第 170 号)	等)		
熱供給事業法	供給条件の説明・書面交付	-	当該熱供給に係る料金その他の供給条
(昭和 47 年法律	(法 14 条、15 条)		   件、契約年月日等
第 88 号)			
ガス事業法	供給条件の説明・書面交付	-	当該小売供給に係る料金その他の供給条
(昭和 29 年法律	(法 14 条、15 条)		件、契約年月日等
第 51 号)			
積立式宅地建物	積立条件等の説明義務(法	-	積立金の支払分の額、目的物である宅地
販売業法	34条)		   又は建物並びにその代金の額及び引渡し
(昭和 46 年法律			の時期を確定する時期及び方法、目的物
第 101 号)			   である宅地又は建物並びにその代金及び
			引渡しの時期の予定に関する事項、契約
			の解除に関する定めがあるときは、その
			内容等
宅地建物取引業	重要事項の説明義務(法 35	-	宅地又は建物上の登記された権利の種類
法(昭和 27 年法	条)		及び内容、法令に基づく制限、代金等の
律第 176 号)			   額及び授受の目的、契約の解除に関する
			   事項、損害賠償額の予定又は違約金に関
			する事項等
·	1	1	1

高齢者の居住の	契約締結前に書面を交付し	-	入居契約が賃貸借契約でない場合はその
安定確保に関す	て説明(法 17 条、国土交通		旨、入居契約の内容、介護保険法 115条
る法律	省・厚生労働省関係高齢者		の 35 第1項に規定する介護サービス情
(平成 13 年法律	の居住の安定確保に関する		報、家賃等の前払金の返還債務が消滅す
第 26 号)	法律施行規則(平成 23 年厚		るまでの期間、契約終了時の家賃等の前
	生労働省・国土交通省令第		払金の返還額の推移等
	2号) 20条)		
借地借家法	定期建物賃貸借契約の場合	-	定期建物賃貸借契約は契約の更新がな
(平成3年法律	に書面を交付して説明(法		く、期間満了により終了すること
第 90 号)	38条)		
特定住宅瑕疵担	建設業者による供託所の所	-	住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしてい ない。
保責任の履行の	在地等に関する説明(法 10		る供託所の所在地等
確保等に関する	条)等		
法律			
(平成 19 年法律			
第 66 号)			
住宅宿泊事業法	管理受託契約の締結前の書	-	管理受託契約の内容及び履行に関する事
(平成 29 年法律	面の交付(法33条等)等		項
第 65 号)			
建設工事に係る	発注者に対する対象建設工	-	解体する建築物等の構造、使用する特定
資材の再資源化	事の届出に係る事項を、書		建設資材の種類、工事着手の時期及び工
等に関する法律	面を交付して説明(法 12		程の概要等
(平成 12 年法律	条)		
第 104 号)			
不動産特定共同	契約の内容等に関し書面を	-	不動産特定共同事業契約の内容及びその
事業法	交付して説明(法 24 条)等		履行に関する事項
(平成6年法律			
第 77 号)			
建築士法	①設計を行う際に適切な説	-	①設計の内容
(昭和 25 年法律	明を行う努力義務(法 18		②設計受託契約等の内容及び履行に関す
第 202 号)	条)		る事項(設計図書の種類、報告の方法、
	②設計受託契約等の締結時		報酬の額及び支払の時期等)
	の重要事項の説明・書面交		
	付義務(法 24 条の7)		

旅行業法(昭和	取引条件の説明・書面交付	_	旅行業者の氏名、目的地、日程、対価等
27 年法律第 239	取引来件の説明・音画文刊       義務(法 12 条の 4 、旅行業		
号)	義務(法 12 未の 4 、旅17 来     者等が旅行者と締結する契		
<b>ラ</b> )			
	約等に関する規則(平成 21		
	年内閣府・国土交通省令第		
	1号)3条)		
自動車運転代行	代行運転役務提供の条件の	-	料金、自動車運転代行業約款の概要その
業の業務の適正	説明 (法 15 条)		他の代行運転役務の提供の条件
化に関する法律			
(平成 13 年法律			
第 57 号)			
探偵業の業務の	重要事項を書面を交付して	-	商号、個人情報の保護に関する法律等を
適正化に関する	説明(法8条)		遵守すること、探偵業務の内容、対価、
法律			契約の解除に関する事項等
(平成 18 年法律			
第 60 号)			
総合法律支援法	契約弁護士等の職務の独立	_	契約弁護士等の職務の独立性
(平成 16 年法律	性について分かりやすく説		
第 74 号)	明 (法 33 条)		
裁判外紛争解決	認証紛争解決手続を実施す	-	手続実施者の選任に関する事項、紛争当
手続の利用の促	   る契約の締結に先立ち、書		事者が支払う報酬又は費用に関する事
進に関する法律	   面を交付し、又は電磁的記		項、標準的な手続の進行等
(平成 16 年法律	   録の提供して説明(法 14		
第 151 号)	条)		
著作権等管理事	   契約締結時の管理委託契約	-	
業法	約款の内容の説明(法 12		
(平成 12 年法律	条)		
第 131 号)			
ゴルフ場等に係	     顧客への書面の交付(法5	_	
る会員契約の適	展告への音画の文内 (A 5 ) 条)		び財産の状況に関する事項等
正化に関する法	~/		♥Ⅵ柱♥叭がに対する子供す
律 			
(平成4年法律			
第 53 号)			

消費生活用製品	特定保守製品の売買等によ	-	特定保守製品は経年劣化により危害を及
安全法	る引渡し時の説明義務(法		ぼすおそれが多く、適切な保守がなされ
(昭和 48 年法律	32条の5)		る必要がある旨等
第 31 号)			
クリーニング業	洗濯物の受取及び引渡し時	-	洗濯物の処理方法等
法	の説明の努力義務(法3条		
(昭和 25 年法律	<b>02</b> )		
第 207 号)			
食品衛生法	器具又は容器包装の販売等	-	規格に適合しているもののみを使用した
(昭和 22 年法律	の際の説明義務(法 53 条)		器具又は容器包装であること等
第 233 号)	※食品衛生法等の一部を改		
	正する法律(平成 30 年法律		
	46号)による改正後の規定		
	(未施行)		